

居宅介護支援契約書

甲(利用者)

乙(事業者) 天心堂介護相談サービスセンター

第1条 (契約の目的)

乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、甲に対し適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者その他の事業者、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の30日以上前に甲から契約終了の申し出がない場合、乙は甲に対し、更新時点での甲の要介護状態を確認したうえで、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合には、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (居宅介護サービス計画立案の援助)

乙は居宅サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

- ①利用者の居宅を訪問し、甲及び甲の家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めます。
- ②当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供される居宅サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画を作成します。
- ④居宅サービス計画に位置付けしたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文章による同意を得ます。
- ⑤甲が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従います。
- ⑥甲及び甲の家族の希望をできる限り尊重します。

第4条 （居宅サービス計画作成後の援助）

- 1 乙は、甲及び甲の家族と継続的に連絡を取り、利用の実情を常に把握するように努めます。
- 2 乙は、甲が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、事業者への連絡など必要な援助を行います。
- 3 乙は、甲の受ける居宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを検討し、給付管理票の作成・提出ほか関係機関との連絡調整を行います。

第5条 （契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- ①甲が死亡したとき。
- ②第6条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ③第7条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ④甲が介護保険施設等に入所した場合
- ⑤甲が小規模多機能型居宅介護の利用を希望し、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者として登録された場合。
- ⑥甲が要支援認定を受けた場合。

第6条 （甲の解約権）

- 1 甲は、居宅サービスの提供を希望しない場合には、解約することができます。また、甲は乙に対しいつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 甲は、次の各号に乙が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
 - ① 乙が正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
 - ② 乙が守秘義務に違反したとき。
 - ③ 乙が破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

第7条 （乙の契約解除権）

乙は、甲が乙への非協力などにより甲及び乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、この契約の目的を達する事が不可能となったときは、7日以上 の 予告期間をもってこの契約を解除します。

第8条 （損害賠償）

- 1 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 乙は、甲に対するサービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第9条 （秘密厳守）

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後も、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議において、甲または甲の家族の個人情報を用いませぬ。

第10条 （記録の整備、閲覧）

- 1 乙は甲に対する居宅サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存します。
- 2 乙は、甲または甲の家族から、乙が保有する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写の求めがあった場合は、これに応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

第11条 （契約外条項）

本契約に定めない事項については、介護保険法など関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

本契約を証するため、甲乙は署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有します。

令和 年 月 日

(甲・サービス利用者)

私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

御住所 _____

御氏名 _____ 印

電 話 _____ () 携帯Tel _____ ()

(代理人)

御住所 _____

御氏名 _____ 印

電 話 _____ () 携帯Tel _____ ()

続 柄 _____

(乙・居宅介護支援事業者)

私は、この契約書に定めるサービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者名 天心堂介護相談サービスセンター

法人名 社会医療法人財団 天心堂

法人所在地 大分市中戸次二本木5956番地

代表者 理事長 河村 忠雄

TEL : 097(597)0300 FAX : 097(597)7705

(大分県知事指定第 4470100241 号)